

付 議 第 4 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号**へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則**

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の宿毛市の項を削り、同表の1級の高岡郡の津野町の項を次のように改める。

津野町	中央小学校	平成17年2月1日
	東津野中学校	〃
	葉山中学校	平成28年4月1日
	津野町立東津野学校給食センター	平成17年2月1日

別表第2の宿毛市の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の廃校に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

※へき地等学校等とは

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び共同調理場。

へき地等学校等に勤務する職員等には、へき地手当等が支給される。

2 施行期日

この規則は令和6年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表
新 旧

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

（へき地学校等）

（へき地学校等）

第2条 条例第15条第1項に規定するへき地学校等は、別表第1の第1欄に定める級地及び同表の第2欄に定める所在市町村ごとに同表の第4欄に定める指定日に指定した同表の第3欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

第2条 条例第15条第1項に規定するへき地学校等は、別表第1の第1欄に定める級地及び同表の第2欄に定める所在市町村ごとに同表の第4欄に定める指定日に指定した同表の第3欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

（へき地学校に準ずる学校等）

（へき地学校に準ずる学校等）

第3条 条例第15条第1項に規定するへき地学校に準ずる学校等は、別表第2の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

第3条 条例第15条第1項に規定するへき地学校に準ずる学校等は、別表第2の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

別表第1（第2条関係）

別表第1（第2条関係）

へき地学校等

へき地学校等

1 級地	2 所在市 町村	3 小学校、中学 校、義務教育学 校及び共同調理 場	4 指定日
1級	略		
	高岡郡	略	
	津野	中央小学校	平成17年2月1日

1 級地	2 所在市 町村	3 小学校、中学 校、義務教育学 校及び共同調理 場	4 指定日
1級	略		
	宿毛市	橋上小学校	令和4年4月1日
	略		
	高岡郡	略	
	津野	精華小学校	平成28年4月1日

	町	東津野中学校 葉山中学校 津野町立東津野学校 給食センター	// 平成28年4月1日 平成17年2月1日
	略		
	略		
略			

別表第2（第3条関係）

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び 共同調理場	指定日
土佐清水市	略	
略		

	町	中央小学校 東津野中学校 葉山中学校 津野町立東津野学校 給食センター	平成17年2月1日 // 平成28年4月1日 平成17年2月1日
	略		
	略		
略			

別表第2（第3条関係）

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び 共同調理場	指定日
宿毛市	橋上中学校	平成28年4月1日
土佐清水市	略	
略		

議案第42号

宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について

宿毛市立小学校設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

宿毛市長 中平富宏

説明 口頭

令和4年3月22日

原案可決

高知県宿毛市議会議長 寺田公



宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例

宿毛市立小学校設置条例（昭和39年宿毛市条例第20号）の一部を次のように改正する。

本則の表宿毛市立橋上小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第43号

宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について

宿毛市立中学校設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

宿毛市長 中平富宏

説明 口頭

令和4年3月22日

原案可決

高知県宿毛市議会議長 寺田公一



宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例

宿毛市立中学校設置条例（昭和39年宿毛市条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則の表宿毛市立橋上中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第47号

津野町立学校設置条例の一部を改正する条例について

津野町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

津野町長 池田 三男

津野町立学校設置条例の一部を改正する条例

津野町立学校設置条例（平成17年津野町条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

小学校の名称	位置
葉山小学校	津野町姫野々503番地1
中央小学校	津野町芳生野甲200番地1

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和4年12月8日原案可決

高知県高岡郡津野町議会議長 大崎 芳章



議決書の原本と相違ないことを証明する。

令和5年3月2日

高知県高岡郡津野町議会議長 大崎 芳章



(議案第47号 参考資料)

津野町立学校設置条例(平成17年津野町条例第88号)新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)

新		旧	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
葉山小学校	津野町姫野々503番地1	葉山小学校	津野町姫野々503番地1
		精華小学校	津野町大野7番地1
中央小学校	津野町芳生野甲200番地1	中央小学校	津野町芳生野甲200番地1

○へき地等学校等を指定する規則(抜粋)

(平成 16 年 3 月 30 日教育委員会規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等及び特別の地域に所在する学校等を指定するものとする。

(へき地学校等)

第 2 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校等は、別表第 1 の第 1 欄に定める級地及び同表の第 2 欄に定める所在市町村ごとに同表の第 4 欄に定める指定日に指定した同表の第 3 欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

(へき地学校に準ずる学校等)

第 3 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校に準ずる学校等は、別表第 2 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

(特別の地域に所在する学校等)

第 4 条 条例第 15 条の 2 第 1 項に規定する特別の地域に所在する学校等は、別表第 3 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

○公立学校職員の給与に関する条例(抜粋)

(昭和 29 年 7 月 12 日条例第 37 号)

(へき地手当)

第 15 条 教育委員会規則で級別に指定する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場(以下「へき地学校等」という。)に勤務する職員並びに教育委員会規則で指定するへき地学校等に準ずる小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場(以下「へき地学校に準ずる学校等」という。)に勤務する職員には、へき地手当を支給する。

(へき地手当に準ずる手当)

第 15 条の 2 職員が学校若しくは共同調理場(以下この条において「学校等」という。)を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等が、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等又は教育委員会規則で指定する特別の地域に所在する学校等(以下この条において「へき地等学校等」という。)に該当するときは、当該職員には、当該異動又は学校等の移転(以下この条において「異動等」という。)の日から 3 年以内の期間(当該異動等の日から起算して 3 年を経過する際次項で定める条件に該当する者にあつては、更に 3 年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額額の 100 分の 4 を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。